

ライフル射撃場使用方法に関する注意事項

1. 利用者は、許可を受けた者に限る。
2. 許可された使用目的及び時間以外の使用を禁止する。
3. 射撃場へ入る時は、靴についた泥をよく落とすこと。
4. 射撃場内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止する。
5. 射撃場内での飲食は、健康管理上必要となる給水を除き禁止する。
6. 射撃場に入る時は、必ず所定の用紙に記名すること。
7. 持ち主以外の銃に触れないこと。また、自分の銃を他人に渡してはいけない。
8. 銃口は必ず的の方向に向けること。
9. 射座を離れる時は、装てんラッチをあけて抜弾し、銃が安全状態であることを確認すること。
10. 射台以外の場所での空射及び据銃練習を禁止する。
11. 射撃を行う時は、射撃場の入口に赤旗を掲げること。
12. 施錠を徹底すること（射撃場から人が居なくなる時は、必ずガンロッカーと射撃場の鍵を閉めること）。
13. 日本ライフル射撃協会が定めた「危害予防規定」及び「日本公式エア・ライフル射撃競技規定規則」を遵守すること。
14. 射撃場内へ持ち込んだ器具・用具類、不要な物を放置してはならない。
15. 施設を損傷する行為や近隣住民に迷惑を及ぼすような行動は、厳に慎まねばならない。
16. 使用後は消灯の上必ず施錠し、鍵を守衛室に返却すること。
17. 施設・設備品を破損したときは、速やかにスポーツ・健康科学教育研究センターまたは守衛室に届け出ること。
18. 特別警報又は暴風警報が発表された場合は、施設を使用して活動することはできない。施設使用中に発表された場合は、直ちに活動を中断すること。
(注) 本学の特別警報及び暴風警報の場合の授業の取扱いに準ずる。
19. 前各号に掲げるもののほか、管理上または運営上、不適な行為はしないこと。

以上の注意事項に違反した時は、以後使用を認めないときがある。

(平成 27 年 2 月 23 日)